

お客様各位

株式会社 ANA Cargo

欧州向け/経由貨物における品名の禁止表現 拡大について(ICS2)

平素より ANA Cargo をご利用頂きまして、誠に有難うございます。

標題の件、欧州向け/経由の貨物(ICS2 対象貨物)の Goods Description(品名)における禁止表現(Stop Words)が拡大されます。

これらはシステムにより自動的に判別され、該当する場合は Rejection(拒否)の対象となります。つきましては、下記内容をご確認の上、正確な情報提供にご協力をお願い申し上げます。

記

1. 適用開始日

2026年5月4日(月)

2. 対象

欧州向け/経由の貨物(ICS2 対象貨物)

3. ご案内

・禁止用語(Stop Words)について、本年2月の更新に続き、5月より対象表現が拡大されます。これらが含まれる場合、申告が却下される可能性があります。

詳細は以下 5. 添付資料「[②List of stop words_04.05.2026.\(禁止用語 一覧\)pdf](#)」に記載の内容をご参照下さい。

・引き続きのお願いとなりますが、欧州向け/経由の貨物(ICS2 対象貨物)をご予約、ご搬入いただく際は、正確な品名情報(MAWB、House Manifest、FWB、FHL上の情報)にて申告いただきますようお願い申し上げます。

※ 記載内容に不備がある、もしくはご提出のないまま輸送された場合、税関によりICS輸送前申告における輸送不可や罰金などの措置が課される場合がございます。なお、その場合に税関当局より弊社に対して過料等の罰則や上屋より蔵置料金が発生した際につきましては、弊社より条約・運送約款に基づき、お客様へご請求をさせて頂くことがございますことを予めご了承のほど、お願い申し上げます。

4. 理由

- ・ 欧州税関当局からの追加指示により

5. 添付資料

① [guidance_acceptable_goods_description_en](#)

(ICS2で受け入れ可能な品名の書き方に関するガイドライン)

② [List of stop words_04.05.2026.\(禁止用語 一覧\)pdf](#)

詳細につきましては、弊社営業担当もしくは予約担当迄お問い合わせください。

以上